

○建築基準法施行令第百十五条第一項第八号の規定に基づくボイラーの燃料消費量並びにボイラーの煙突の煙道接続口の中心から頂部までの高さの基準及び防火上必要な構造の基準

(昭和五十六年六月一日)

(建設省告示第千百十二号)

改正 平成一二年 五月二九日建設省告示第一三八七号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十五条第一項第七号の規定に基づき、ボイラーの燃料消費量並びにボイラーの煙突の煙道接続口の中心から頂部までの高さの基準及び防火上必要な構造方法を次のように定める。

第一 ボイラーの燃料消費量

ボイラーの燃料消費量の数値は、ボイラーの定格出力を当該ボイラーに使用する燃料の低発熱量と当該ボイラーの効率との積で除して得たものとする。

第二 ボイラーの煙突の煙道接続口の中心から頂部までの高さの基準

ボイラーの煙突の煙道接続口の中心から頂部までの高さは、ボイラーの燃料消費量に応じ、次の式に適合するものとする。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づいて算出する場合においては、当該算出によることができるものとする。

$$h \geq (1/A_v^2) (VQ/3600)^2 (0.021/\sqrt{A_v} + 0.3n + 0.6) + 0.2 (P_b - Z_f)$$

（この式において、 h 、 A_v 、 V 、 Q 、 l 、 n 、 P_b 及び Z_f は、それぞれ次の数値を表すものとする。

h ボイラーの煙突の煙道接続口の中心から頂部までの高さ（単位 メートル）

A_v 煙突の有効断面積（単位 平方メートル）

V 燃料の単位消費量当たりの廃ガス量（別表（い）欄に掲げる燃料の種類については、同表（ろ）欄に掲げる数値によることができる。）（単位 立方メートル）

Q 第一に定めるところにより計算した燃料消費量（単位 一時間につき立方メートル又はキログラム）

l ボイラーの煙突の煙道接続口の中心から頂部までの長さ（単位 メートル）

n 煙突の曲りの数

P_b ボイラー内部の通風抵抗（単位 パスカル）

Z_f ボイラーの送風機の通風力（単位 パスカル）

第三 ボイラーの煙突の防火上必要な構造の基準

ボイラーの煙突の地盤面からの高さは、十五メートル以上（重油、軽油、灯油、コークス又はガスを使用するボイラーにあつては、九メートル以上）とすること。ただし、ストーカー、ガス発生器等特殊の装置の設置、地形その他の周囲の状況等により、防火上支障のない場合においては、この限りでない。

附 則 抄

1 昭和三十一年建設省告示第千三十七号は、廃止する。

附 則 （平成一二年五月二九日建設省告示第一三八七号）

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。

別表

	(い)		(ろ)
	燃料の種類		廃ガス量
	燃料の名称	低発熱量	
一	(A重油)	一キログラムにつき四二・七メガジュール	一キログラムにつき一五・〇立方メートル
二	(B重油)	一キログラムにつき四一・四メガジュール	一キログラムにつき一四・四立方メートル
三	(C重油)	一キログラムにつき四〇・八メガジュール	一キログラムにつき一四・一立方メートル
四	(軽油)	一キログラムにつき四三・一メガジュール	一キログラムにつき一五・二立方メートル
五	(灯油)	一キログラムにつき四三・五メガジュール	一キログラムにつき一五・三立方メートル
六	(石炭)	一キログラムにつき二三・〇メガジュール	一キログラムにつき九・七立方メートル（ストーカーだきの場合に限る。）
七	(都市ガス)	一立方メートルにつき一六・七メガジュール	一立方メートルにつき六・二立方メートル
八	(都市ガス)	一立方メートルにつき一八・八メガジュール	一立方メートルにつき六・九立方メートル
九	(都市ガス)	一立方メートルにつき四一・九メガジュール	一立方メートルにつき一四・七立方メートル

)			
十)	(LPガス（プロパン 主体）	一立方メートルにつき九六・三メ ガジュール	一立方メートルにつき三三・三立 方メートル